

証券コード 4547
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株主各位

長野県松本市芳野19番48号
キッセイ薬品工業株式会社
代表取締役会長 神澤陸雄

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第80期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◆当社ウェブサイト

<https://www.kissei.co.jp/investor/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「キッセイ薬品工業」又は「コード」に当社証券コード「4547」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

◆東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年6月23日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2025年6月23日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

敬具

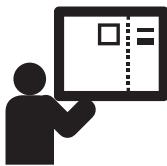
記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 長野県松本市芳野19番48号 当社本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. **目的事項
報告事項**
1. 第80期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役賞与支給の件
第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第4号議案 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。また、車いすのサポート、受付時の筆談サポート等のお手伝いが必要な方は、運営スタッフまでお申し出ください。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

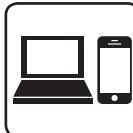


株主総会に ご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日 (火曜日)
午前10時



インターネットで議決権を ご行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日 (月曜日)
午後5時20分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を ご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時20分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号議案

- ・賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- ・反対の場合 ➥ 「不」の欄に○印

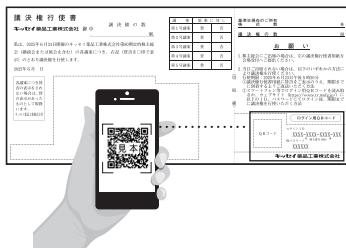
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



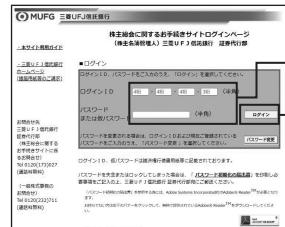
※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコン、スマートフォン等の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、将来にわたる経営基盤の確保に留意しながら安定的な配当を継続することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たり配当金は中間配当金45円と合わせて100円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金55円といたしたいと存じます。

その配当総額は2,354,278,795円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時の当社取締役8名（社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して取締役賞与総額9,550,000円を支給いたしたいと存じます。

対象取締役の賞与につきましては、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであり、相当なものであると判断しております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第3号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社の創薬研究開発型企業としてのさらなる持続的成長と中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役の報酬制度を見直すことといたしました。具体

的には、金銭報酬を、①固定報酬としての基本報酬及び②短期インセンティブとしての業績連動賞与で構成する（ただし、社外取締役については上の①のみとする。）こととともに、第4号議案「当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」としてお諮りします、③譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することといたしましたく存じます。①固定報酬としての基本報酬及び②短期インセンティブとしての業績連動賞与につき、その概要は、以下のとおりです。

①基本報酬（固定報酬）

基本報酬は、各取締役の経験、役位間における報酬等のバランス、会社業績等を考慮の上、当社の取締役会において決定した固定金額の金銭を付与する報酬です。

②業績連動賞与（短期インセンティブ）

業績連動賞与は、原則として、連結営業利益目標を指標とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下、評価期間といいます。なお、当初の評価期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1事業年度とします。）における連結営業利益目標の達成度等に応じて算定される金額の金銭を付与する業績連動型の報酬です。従って、業績連動賞与は、業績の数値目標の達成割合等に応じて金銭を支給するものであり、現時点では、各取締役に対して当該金銭を支給するか否か及び支給する金額は確定しておりませんが、下記の上限額の範囲内で支給されることとなります。

本議案は、取締役の金銭報酬（①固定報酬としての基本報酬及び②短期インセンティブとしての業績連動賞与に係る報酬）及び③譲渡制限付株式報酬を合算した報酬等の上限額について、お諮りするものであります。

つきましては、取締役の報酬等の額を月額から年額に改め、年額6億円（現行の月額50百万円の12倍の額に相当）以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）とし、このうち、①基本報酬及び②業績連動賞与で構成される金銭報酬枠を年額5億円以内（うち、社外取締役分は上記①につき年額50百万円以内）とすることにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、かかる取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。また、当社は、取締役毎の報酬等の額については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定いたします。なお、取締役の賞与については、これまで定時株主総会において都度、その支給総額のご承認をお願いしてまいりました。しかし、今般の報酬制度の見直しを機に、今後は、上述の報酬等の総額の枠内において、指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定することとします。

当社は2025年6月24日開催の取締役会において、本総会で本議案及び第4号議案をご承認い

ただくことを条件に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を後掲のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に合致するものであること、及び社外取締役が過半数を占める指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定していること等に鑑み、相当であると判断しております。

なお、当社の現在の取締役は12名（うち、社外取締役4名）であり、本株主総会の前後において、取締役の員数に変更はありません。

第4号議案 当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社は、当社の創薬研究開発型企業としてのさらなる持続的成長と中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除き、以下、対象取締役といいます。）に対し、報酬として、譲渡制限付株式を付与することいたしたいと存じます。つきましては、第3号議案「取締役の報酬等の額改定の件」に係る取締役の報酬枠（年額6億円）の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下、本制度といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、当社の現在の対象取締役は8名であり、本株主総会の前後において、対象取締役の員数に変更はありません。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下、無償交付方式といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下、現物出資方式といいます。）。無償交付方式又は現物出資方式により、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額1億円以内とします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株

式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定する金額とします。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定します。

さらに、上述の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の条件を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本割当契約といいます。）を締結します。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下、譲渡制限期間という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、本割当株式という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、譲渡制限という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、役務提供期間という。）が満了する前に前（1）項の何れの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、前（2）項に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前（1）項に定める何れの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において前（3）項の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 対象取締役に一定の非違行為等があった場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 前（6）項に定める場合においては、当社は、前（6）項の定めに基づき譲渡制限が解除

された直後の時点においてなお、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(8) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は2025年6月24日開催の取締役会において、本総会で第3号議案及び本議案をご承認いただくことを条件に、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を後掲のとおり変更することを予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に合致するものであること、及び社外取締役が過半数を占める指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定していること等に鑑み、相当であると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対し、上述の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、同様の目的において福利厚生として付与する予定です。

第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、1995年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額8百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

今般、第3号議案「取締役の報酬等の額改定の件」が原案どおり承認可決されると、取締役の報酬等の額が月額から年額に改定されることを考慮し、監査役の報酬等の額につきましても、同様に月額から年額に改定させていただきたく存じます。

つきましては、監査役の報酬等の額につきまして、月額8百万円以内から年額96百万円以内(現行の月額8百万円の12倍の額に相当)に改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、経営の監督及び監査機能を担い、業務執行を担う立場にない監査役の報酬等については、引き続き、固定報酬である基本報酬のみとします。当社の現在の監査役は4名であり、本株主総会の前後において、監査役の員数に変更はありません。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】(2025年6月24日改定版)

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主及び従業員に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役(社外取

締役を除く。) の報酬は、定額で支給する金銭報酬(固定報酬)である基本報酬(以下、基本報酬という。)、各事業年度の実績等に応じて、その額が決定される金銭報酬である業績連動賞与(短期インセンティブ)(以下、業績連動賞与という。)、中長期インセンティブとしての非金銭報酬(以下、株式報酬という。)で構成し、社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみを支払うこととする。

- (2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例で支給するものとし、各職責を踏まえた職位(役位)別の基準報酬額を設定の上、取締役としての経験等を加味した額をもって設定する。設定に際し、職位(役位)間における報酬額のバランスや会社業績等も考慮する。

- (3) 業績連動賞与並びに株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各職責を踏まえた職位(役位)別の基準報酬額を設定の上、各事業年度の連結営業利益の達成率に応じて算出された係数を各取締役(社外取締役を除く。)の基準報酬額に乗じて決定した額を、毎年一定の時期に支給する。なお、個別の業績等を別途考慮することがある。また、算出に用いる業績指標は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬審議委員会の答申を踏まえ、見直しを行うものとする。

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において、毎年一定の時期に交付する。各取締役(社外取締役を除く。)に付与する譲渡制限付株式の個数は、職位(役位)、職責、在任期間等を考慮して決定する。なお、株式報酬の交付に際しては、各取締役(社外取締役を除く。)との間において、交付日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨の譲渡制限及び、一定の非違行為等があった場合には、当社が株式を当然に無償で取得すること等を内容とする、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

- (4) 報酬構成の割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く。)の報酬構成の割合は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考え方から、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしても十分に機能させるため、当社の事業特性やその時々の経営課題、事業環境を踏まえ、指名・報酬審議委員会の審議を経て、決定する。

社外取締役の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとする。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額及び内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定する。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに回復の動きが見られる一方で、不安定な世界情勢に加え円安基調の継続や物価高騰の影響などにより、先行き不透明な状況で推移しました。

医薬品業界においては、2024年4月に薬価改定が実施され、ドラッグラグ・ロスの解消やイノベーションの評価・促進に重きを置いた制度改革に加え、不採算品再算定の対象品目の増加といった薬価の下支えなどが行われたものの、2025年4月には前回に続いて薬価の中間年改定が実施されるなど、薬剤費全体の伸びは依然として抑制傾向にあり、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しています。また、情報サービス業界、建設・施設メンテナンス業界、物品販売業界においては、ICT需要や設備投資意欲に継続して堅調さが窺えるものの、足元の景気は個人消費を中心に力強さに欠け、依然として厳しい競争環境下にありました。

このような情勢の中で、当連結会計年度の売上高は883億3千万円（前連結会計年度比16.9%増）、営業利益は57億7千3百万円（前連結会計年度比43.7%増）、経常利益は69億7千4百万円（前連結会計年度比13.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は119億6千1百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。

セグメントごとの業績については、医薬品事業の売上高は、752億9千9百万円（前連結会計年度比18.9%増）となりました。過活動膀胱治療薬「ベオーバ錠」に加え、中期経営計画「PEGASUS」期間中に新発売した4製品（顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬「タブネオスカプセル」、透析患者におけるそう痒症治療薬「コルスバ静注透析用シリンジ」、慢性特発性血小板減少性紫斑病治療薬「タバリス錠」、潰瘍性大腸炎治療薬「カログラ錠」）の売上の伸長、さらには海外ライセンス収入なども増加し、増収となりました。なお、「ミニリンメルト」及び「デスマプレシン製剤」については、2025年3月31日をもってフェリング・ファーマ株式会社との販売提携を終了しました。

また、当社が創製しセラメックス社（英国）に技術導出したリンザゴリクス（一般名）は、子宮筋腫を適応症として、同社より2024年9月、ドイツにて「Yseltly（イセルティ）」の製品名で新発売され、その後順次、欧州各国他において発売及び発売に向けた準備が進められています。さらに、本剤は2024年11月に子宮内膜症の追加適応症を取得しました。これらに伴い、同社との契約に基づき海外ライセンス収入を計上しています。

情報サービス事業の売上高は87億3千5百万円（前連結会計年度比4.0%増）、建設・施設メンテナンス事業の売上高は34億3千5百万円（前連結会計年度比13.7%増）、物品販売事業の売上高は8億6千万円（前連結会計年度比6.3%増）となりました。

利益面では、研究開発費を主として販売費及び一般管理費が増加したものの、増収及び売上原価率の改善により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。なお、特別利益として投資有価証券売却益を計上しています。また、「ミニリンメルト」及び「デスマプレシン製剤」については、フェリング・ファーマ株式会社との販売提携が終了したことに伴い、長期前払費用の取崩し（販売権

の減損損失) を特別損失として計上しています。

研究開発の状況では、当社の創製品であるリンザゴリクス（一般名、開発番号：KLH-2109）は、2025年2月に国内において子宮筋腫を適応症とする承認申請を行うとともに、2025年3月には子宮内膜症の効能追加取得に向けた国内第Ⅲ相臨床試験を開始しました。また、脊髄小脳変性症治療薬ロバチレリン（一般名、開発番号：KPS-0373）についても、2025年3月より国内追加第Ⅲ相臨床試験を開始しています。2024年9月には、ライジェルファーマシューティカルズ社（米国）との間で、急性骨髄性白血病治療薬オルタシデニブ（一般名）の日本・韓国・台湾における独占的な開発権及び販売権の取得に関する契約を締結しました。

リンザゴリクスの海外開発状況については、2024年6月に、JWファーマシューティカル社（韓国）に韓国における独占的な開発権及び販売権を許諾しました。なお、バイオジェニュイン社（中国）との間で締結した中国他における開発権及び販売権を許諾するライセンス契約は終結しました。

当社がライジェルファーマシューティカルズ社から技術導入した慢性特発性血小板減少性紫斑病治療薬ホスタマチニブ（一般名、国内販売名：タバリス錠）については、2025年1月に台田薬品股份有限公司（台湾）との間で、台湾における開発権及び販売権を許諾するサブライセンス契約を締結しました。また、本剤の韓国におけるサブライセンス先であるJWファーマシューティカル社は、2025年1月に同適応症にて販売承認を取得し、発売に向けた準備を進めています。

なお、当社が創製した潰瘍性大腸炎治療薬KSP-0243（開発番号）は、前期第Ⅱ相臨床試験において主要評価項目を達成できなかったことから開発を中止しました。

当社は2025年4月に、ライフサイエンス領域における世界有数のエコシステムの中心である米国マサチューセッツ州ボストンエリアに、米国子会社KISSEI AMERICA, INC.（本社：ニュージャージー州フォートリー）の新オフィス「Boston Open Innovation Office」を開設しました。本オフィスを拠点として、先進的な研究技術へのアクセスを高めオープンイノベーションを促進し、革新的医薬品の創出基盤を強化しています。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、47億5百万円でした。その主なものは、現在建設中の製剤工場に関する支です。

（3）資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国際情勢の緊張の高まりと複雑化により、マクロ経済は先行き不透明な状況にあります。わが国においては、コストプッシュ型の物価上昇、人手不足、不安定な内需拡大により景気は停滞から脱せず、さらに少子高齢化の進展により人口が減少し、社会構造は大きく変化しつつあります。このような状況下で、社会保障制度の持続性確保が喫緊の課題とされ、医療費の伸びを抑制するために、毎年の薬価改定をはじめとする薬剤費抑制策が推し進められており、製薬産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

製薬企業には、医薬品の安定的な供給、ドラッグラグ・ロスの解消、希少疾病・難病治療薬の創出、高度化する医療ニーズへの取り組みが求められています。さらに、上場企業に対して、東京証券取引所はPBRやROEを指標として、株価や資本コストを意識した経営の実現に向けた対応を要請するとともに、金融庁は、投資家が適正に投資判断を行うことができるよう、財務情報を補完する非財務情報としてサステナビリティに関する取り組みを開示することを求めています。

当社は、2025年4月より新たな中期5ヶ年経営計画「Beyond 80」をスタートさせました。Beyond 80は、経営環境が激変する中で、経営理念の実現に向けて、創薬研究開発型企業として持続的成長を遂げることを志向し、まず10年後（2034年度）の目指す姿として、以下を定めました。

- ・創製品を継続的に上市し、医薬品事業を拡大している。
- ・創薬を中心に、研究開発パイプラインを拡充している。
- ・新たな海外収益基盤を構築している。
- ・環境経営を推進し、脱炭素・循環型社会の実現に貢献している。
- ・これらを遂行し、ROE10%以上、10年平均成長率（CAGR）は売上高5%以上、研究開発費控除前営業利益10%以上を実現している。

その上で、当社はBeyond 80の5年間を成長投資期と位置付け、PBR1倍超、ROE8%以上に向上させることを株主の皆さんにコミットし、以下の5つの課題に対処してまいります。

①研究開発パイプラインの拡充

当社の強みである低分子創薬にフォーカスし、AIなどの技術革新を取り入れ、創薬研究を推進します。また、開発テーマの戦略的かつ効率的な推進と成長戦略に合致したライセンスインにより、将来の持続的成長の原動力たる研究開発パイプラインを拡充します。

②国内事業の拡大

既存主力製品の売上最大化、開発後期ステージにある新薬の事業化を推進するとともに、製造・供給機能、及び情報収集提供機能を強化し、国内医薬品事業を成長させます。また、ヘルスケア食品事業においては、市場ニーズを捉えた新製品の開発・上市を加速させ、収益力を強化します。

③海外収益の拡大

海外パートナー企業と協力し、リンザゴリクス（一般名）の発売国の拡大と市場深耕を推進するとともに、新たな創製品のライセンスアウトを実現し、海外収益基盤を強化、拡大します。

④サステナビリティ活動の推進

脱炭素・循環型社会の実現に向けて環境経営を強化するとともに、人的資本の充実、事業継続マネジメ

ントを推進します。

⑤経営基盤の強化

DXを推進し、業務の効率化並びに高度化を図ります。また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組むとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・構築します。

(5) 財産及び損益の状況

区分	期別	第77期	第78期	第79期	第80期
	(2021年4月1日から (2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から (2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から (2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から (2025年3月31日まで)	
売上高	65,381百万円	67,493百万円	75,579百万円	88,330百万円	
経常利益	562百万円	598百万円	6,142百万円	6,974百万円	
親会社株主に帰属する当期純利益	12,921百万円	10,528百万円	11,160百万円	11,961百万円	
1株当たり当期純利益	280円20銭	228円31銭	246円61銭	274円21銭	
純資産	202,180百万円	194,814百万円	221,136百万円	210,126百万円	
総資産	238,087百万円	221,200百万円	260,929百万円	244,059百万円	

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
キッセイ商事株式会社	50百万円	100.0%	資材の仕入・販売
キッセイコムテック株式会社	334百万円	83.0%	システム開発、情報処理
ハシバテクノス株式会社	45百万円	100.0%	建設請負、施設メンテナンス

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当グループは、医療用医薬品の製造販売を主な事業内容とし、さらに関連する資材の仕入・販売、システム開発、情報処理、建設請負、施設メンテナンス、情報収集・開発支援及びその他サービス等の事業活動を展開しています。

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社	キッセイ薬品工業株式会社	本社	長野県松本市
		東京本社	東京都中央区
		東京本社 (小石川)	東京都文京区
		支店 (10ヵ所、支店の下に42営業所)	札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都文京区、横浜市、松本市、 名古屋市、大阪市、広島市、 福岡市
		工場	松本工場
			長野県松本市
			塩尻工場
		研究所	中央研究所
			第二研究所
			製剤研究所
		上越化学研究所	新潟県上越市
		ヘルスケア事業センター	長野県塩尻市
子会社	キッセイ商事株式会社	本社	長野県松本市
		製麺工場	長野県塩尻市
	キッセイコムテック株式会社	本社	長野県松本市
		東京事業所	東京都豊島区
	ハシバテクノス株式会社	本社	長野県松本市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,778名 (202名)	1名減 (一)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,301名 (136名)	32名減 (2名減)	43.3歳	18.8年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社八十二銀行	850百万円
株式会社みずほ銀行	420百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 227,000,000株

(2) 発行済株式の総数 47,911,185株

(3) 株主数 3,997名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,911千株	11.5%
株式会社八十二銀行	2,133千株	5.0%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,054千株	4.8%
有限公司 カンザワ	1,678千株	3.9%
神澤 陸 雄	1,545千株	3.6%
第一生命保険株式会社	1,536千株	3.6%
キッセイグループ従業員持株会	1,233千株	2.9%
鍋林株式会社	1,222千株	2.9%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,007千株	2.4%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	988千株	2.3%

(注) 1. 当社は自己株式を5,106,116株保有していますが、上記大株主には記載していません。

なお、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しています。

2. 2024年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーが2024年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数	株券等保有割合
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州、ラホーヤ、エグゼクティブ・スクエア 4275、5階	2,539千株	5.15%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	神 澤 陸 雄		公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長
代表取締役社長	竹 花 泰 雄		
取締役副社長	福 島 敬 二		
専務取締役	高 山 哲		
常務取締役	北 原 孝 秀	財務管理部長	
取締役相談役	降 旗 喜 男		
取締役	野 明 浩 史	医薬営業本部長	
取締役	宮 澤 敬 治	研究本部長	
取締役	清 水 重 孝		
取締役	野 村 稔		野村ユニソン株式会社代表取締役会長
取締役	内 川 小百合		学校法人秋桜会理事長 丸の内ビジネス専門学校校長 株式会社長野銀行社外取締役 アルピコホールディングス株式会社社外監査役
取締役	大 月 良 則		
常勤監査役	菊 池 伸 次		
常勤監査役	腰 原 なおみ		
監査役	中 川 寛 道		中川寛道法律事務所弁護士
監査役	岩 渕 道 男		岩渕道男公認会計士事務所公認会計士・税理士 株式会社竹内製作所社外取締役監査等委員 株式会社R&Cホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏は、社外取締役です。
2. 監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏は、社外監査役です。
3. 監査役伊佐治正幸氏は、2024年6月25日開催の第79期定時株主総会終結のときをもって、辞任により退任しました。
4. 監査役岩渕道男氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏並びに監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

6. 当社では執行役員制度を導入しています。当期末における執行役員は、次のとおりです。

上席執行役員	金子 薫	秘書室長
上席執行役員	清野 雄治	開発本部長
上席執行役員	保積 克司	医薬営業本部東京支店長
執行役員	駒村 孝幸	経営企画部長
執行役員	永沼 剛	製薬本部長
執行役員	三島 康正	ヘルスケア事業部長
執行役員	桐澤 康彦	法務部長
執行役員	内田 雅彦	システム企画部長

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役

②保険契約の内容の概要

1. 被保険者の実質的な保険料等負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

2. 填補の対象となる保険事故の概要及び被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下のとおりです。

取締役の基本報酬は、職位（役位）に取締役としての経験等を加味した額をもって設定しています。設定に際し、職位（役位）間における報酬額のバランスや会社業績等も考慮しています。

取締役の賞与は、当期の会社業績等を勘案した上で、毎年の定時株主総会に議案として提案し、ご承認いただいています。なお、取締役の個人別の支給額については、職位（役位）間における報酬額のバランスを考慮しています。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、取締役会が決定権限を有しています。社外取締役、代表取締役会長（CEO）及び代表取締役社長（COO）で構成する「指名・報酬審議委員会」は、上記方針と報酬等の額との整合性を含めた総合的な検討及び審議を経て、取締役の個人別の報酬等の額を取締役会に答申しています。取締役会は基本的にその答申を尊重して取締役の個人別の報酬等の額を決定していることから、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うも

のであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役 (うち、社外取締役)	310百万円 (24百万円)	12名 (4名)
監査役 (うち、社外監査役)	41百万円 (10百万円)	5名 (2名)
合計	352百万円	17名

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬（役員賞与含む。）のみとしています。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額8百万円以内とご決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
5. 支給人員及び支給額には、以下のものも含まれています。
・2025年6月24日開催の第80期定時株主総会において提案する役員賞与
取締役 8名 9百万円 (うち、社外取締役 0名 -百万円)

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役野村稔氏は、野村ユニソン株式会社の代表取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役内川小百合氏は、株式会社長野銀行の社外取締役、アルピコホールディングス株式会社の社外監査役です。当社と同行及び同社との間には取引関係があり、当社はアルピコホールディングス株式会社の発行済株式の5.4%を保有していますが、社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役中川寛道氏は、中川寛道法律事務所の代表です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所の代表、株式会社竹内製作所の社外取締役監査等委員、株式会社R&Cホールディングスの社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況並びに発言状況及び期待される役割に関する行った職務の概要
取締役	清水重孝	当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、金融機関での財務会計に関する豊富な知識と会社経営者としての経験と知見に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取締役	野村 稔	当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、会社経営者としての企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取締役	内川 小百合	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な知識と教育業界での経験に基づき、当社の経営に関し多様な価値観及び客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取締役	大月 良則	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、地方行政での福祉・医療・経済・国際交流に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
監査役	中川 寛道	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての法律全般に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っています。また、当事業年度に開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	岩渕道男	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての財務会計に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っています。また、当事業年度に開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が1回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役4名、社外監査役2名との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った結果、適正な監査を実施するために本監査報酬が妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外であるサステナビリティ情報開示に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「キッセイ薬品内部統制基本方針」について以下のとおり決定しています。

キッセイ薬品工業株式会社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念の下、役員及び従業員が総力を挙げて企業価値を向上させ永続的発展を目指すとともに、社会的責任を果たすことをここに宣言する。本基本方針は、会社法に従い、当社の内部統制システムの体制整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、企業倫理・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。又、取締役会は、コンプライアンス推進部門責任者をして、コンプライアンス推進を統括せしめると共に、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。尚、コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス推進部門の長とする。
- ②取締役会は、取締役、監査役並びに従業員がコンプライアンス上の問題を発見したときの報告及び迅速かつ適切な情報の収集、確保を行い適切な対応がとれる様、内部通報者保護法に従い、法務部門責任者をして、通報・相談制度を構築し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、直ちに取締役会、監査役に報告されるよう体制の整備を行う。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会は、当社の取締役及び部門責任者の職務執行に係る情報の保存及び管理を適切に行う体制を整備する。又、法務部門責任者をして、文書管理規程を運用せしめ、これにより、必要な文書（磁気的記録その他の記憶媒体を含むものとする。）を関連資料その他情報と共に、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②文書管理規程に定める文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に遅滞なくその閲覧に供する。
- ③文書管理規程の制定及び改定をするときは、事前に監査役会の意見を求め、取締役会の承認決議を得るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程その他の必要な社内規程を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
- ②リスクの適切な抽出、評価及び対応を期すことを目的として、会社のリスク及び危機管理を経営計画に対する個別のリスク、法的リスク及び危機管理、その他の危機管理の3つの領域に分けて適切な部門に管掌させる。又、当社は、取締役会の諮問機関としてこれら3部門の部門責任者を含むメンバーからなるリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理体制整備の進捗状況を監視すると共に、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の妥当性に関する検証を行う。尚、リスク管理委員会の委員長は、取締役社長が任命する。

③各部門責任者は、リスク管理規程に従い、予め具体的なリスクを想定・分離し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達とその対応体制を整備すると共に、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成を行う。又、新たに発生したリスクについては同規程に従い遅滞なくリスク管理委員会に報告し、適切に対処する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社における一定基準以上の全ての事業は、その計画及び実施の段階において、取締役会又は関係する取締役及び部門責任者その他の機関により、定期的或いは隨時に適正かつ十分な科学的根拠により検証され、必要な修正がなされなければならない。
- ②取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制とを意図して社内組織を構築し、社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定手続きを設け、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ③取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な計画を策定し、各事業年度の半期毎に各部署が実施すべき合理的かつ具体的な目標並びに効率的な達成方法を定める。又、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①キッセイグループ行動憲章を定め、これに則り、グループ企業の取締役及び従業員が一体となって遵法経営を行う。
- ②当社は、取締役会において関係会社管理規程等を整備し、一定の事項について各グループ企業の取締役会決議前に当社関連企業管理部門に承認を求める又は、報告することを義務づけ、必要に応じ当社取締役会の事前の承認決議を得るものとする。又、当社における管理領域毎に、効率性向上のための施策を検討・実施する。
- ③グループ全体の通報・相談制度を設け、法律違反及び社内規則違反等に関する情報の収集、確保に努め、グループ各社における自浄機能により、未然に適切な対応がとれるようグループ全体の遵法経営体制を整備する。
- ④グループ企業は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスク・マネジメントを行い、当社は、グループ企業のリスク・マネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な施策を実施する。
- ⑤グループ企業の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ企業の業務分掌、職務権限及び意思決定に関する明確な手続きを整備する。

(6) 財務報告及び非財務情報の開示の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告等に係る内部統制構築・評価の基本方針を定め、適切に運用することにより、グループ全体の財務報告及び非財務情報の開示の信頼性を確保する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人にかかる体制とその独立性に関する事項

- ①監査役は、職務を補助すべき使用人が必要な場合、速やかに取締役社長と協議の上、補助者として内部監査部門の従業員を使用することができる。
- ②監査役より、監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関する限り取締役、内部監査部門の長らの指揮命令を受けない。
- ③補助者に任命された従業員の人事異動、人事考課、懲戒処分は、その内容につき、監査役会の事前の承認を得なければならない。

(8) 当社の取締役及び使用人並びにグループ企業の取締役、監査役及び使用人による監査役又は監査役会に対する報告のための体制、その他監査役監査の実効性確保のための体制

- ①当社並びにグループ企業の取締役会は、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議の上定め、当社取締役、部門責任者又は、グループ企業の取締役等が報告をする。
- ②監査役会に対して、代表取締役と定期的に意見交換を行う機会を与えるほか、その要望に応じ、取締役及び従業員に対するヒヤリングを実施する機会を与える。
- ③監査役会に対して、独自に弁護士及び公認会計士を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- ④監査役又は監査役会へ報告を行った当社及び、グループ企業の取締役・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行う。

(9) 反社会的勢力及び腐敗行為を排除するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備する。
- ②腐敗行為禁止基本方針に則り、誠実・清廉な企業文化の陶冶に努め、法令・社会規範を遵守し、且つ、公正な取引と健全な競争を事業の基本として、贈賄を含む、如何なる腐敗行為を事業活動から排除する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般に関する事項

- ①当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」を経営理念として、当社の企業活動の基本を定めた「キッセイ薬品行動憲章」、さらには「キッセイ薬品内部統制基本方針」を制定し、全社員に周知徹底しています。
- ②最高執行責任者（COO）直轄の監査室が「内部監査規程」に則り、年度毎に作成する監査計画に基づき、各部門の業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンス等の観点から内部監査を実施しています。
- ③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づき内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しています。

(2) コンプライアンス体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」で承認した計画の下、「コンプライアンス・プログラム」を推進し、法令遵守体制の徹底を図りました。なお、当社グループのコンプライアンス推進状況については、2025年2月開催の取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②各部門のコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を通じて、所轄部署のプログラムの推進及び、所属員に対する啓発並びに教育を実施しました。経営会議における経営層及び上級職員に対する啓発研修に加え、法令等が定める教育・研修を計画的継続的に実施しました。
- ③法令違反等の早期発見と早期是正を意図して公益通報者保護法に基づく通報相談制度を整備し、運用しています。また、2024年8月には、コンプライアンス意識及び実践状況の把握を目的に全従業員を対象としたアンケートを実施しました。さらに2024年12月には、全部門を対象に全ての事業業務が法令に適合していることを確認するための法令点検を実施しました。

(3) 情報の保存及び管理に関する事項

- ①取締役の職務執行に関する文書の取扱いについては、文書総括管理責任者（法務部門責任者）の下、「文書管理規程」に基づき必要な文書を適切かつ検索性の高い状態で保存・管理しました。なお、当社グループの文書管理状況については、2025年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門において文書管理責任者及び文書管理担当者を任命し、所轄部署の文書管理を行いました。

(4) リスク管理体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置の上、当社グループにおいて発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備し、その進捗状況を監視しました。なお、当社グループのリスク管理状況については、2025年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてリスク管理責任者及びリスク管理担当者を任命し、所轄部署のリスク管理を行いました。

(5) 取締役の効率的な職務執行に関する事項

- ①当社における取締役会は、経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、常に活発な議論を尽くし、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めています。なお、当事業年度において、取締役会は計14回開催されました。
- ②取締役会から委ねられた業務の執行に当たっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を高め経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長（CEO）が経営全般を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長（COO）が事業全般の執行責任を担う体制としています。
- ③中期経営計画「PEGASUS」（2020年4月～2025年3月）及び年度経営計画（2024年4月～2025年3月）に基づき、進捗管理並びに業績管理を行いました。

(6) グループ企業に関する事項

- ①「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業がその自主性を發揮し、事業の遂行と安定成長するための指導・管理を行いました。なお、グループ各社の内部統制の整備・運用状況については、2025年1月開催の各社取締役会及び同年2月開催の当社取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②「経営会議」においてグループ各社の代表取締役及び役付取締役の出席を求め、当社グループの経営情報や業務活動内容の共有化を図りました。

(7) 監査役の実効的な監査に関する事項

- ①監査役は、取締役会に出席する（グループ企業も同様）とともに、「経営会議」「業務執行会議」をはじめとする社内の重要な会議体へ出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けました。
- ②監査役は、代表取締役会長及び代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うなどの連携を図ったほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」などの会議体に出席し運用体制の把握と進捗管理を行いました。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	106,980	流 動 負 債	16,578
現 金 及 び 預 金	25,169	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,602
受 取 手 形	137	短 期 借 入 金	1,280
売 掛 金	28,814	未 払 法 人 税 等	1,474
契 約 資 産	702	賞 与 引 当 金	2,183
有 價 証 券	23,485	役 員 賞 与 引 当 金	9
商 品 及 び 製 品	13,706	販 売 費 引 当 金	129
仕 掛 品	199	契 約 負 債	1,033
原 材 料 及 び 貯 藏 品	11,074	そ の 他	5,866
そ の 他	3,689	固 定 負 債	17,354
固 定 資 産	137,079	繰 延 税 金 負 債	16,481
有 形 固 定 資 産	27,069	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	202
建 物 及 び 構 築 物	8,577	資 産 除 去 債 務	149
土 地	13,067	そ の 他	520
建 設 仮 勘 定	2,015	負 債 合 計	33,933
そ の 他	3,410	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,894	株 主 資 本	165,550
ソ フ ト ウ エ アン	1,487	資 本 金	24,356
の れ ん	242	資 本 剰 余 金	24,226
そ の 他	164	利 益 剰 余 金	131,488
投 資 そ の 他 の 資 産	108,115	自 己 株 式	△14,520
投 資 有 價 証 券	84,869	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	43,453
長 期 貸 付 金	5	そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金	38,752
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,804	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,701
繰 延 税 金 資 産	566	非 支 配 株 主 持 分	1,122
長 期 前 払 費 用	12,708	純 資 産 合 計	210,126
そ の 他	1,178	負 債 純 資 産 合 計	244,059
貸 倒 引 当 金	△18		
資 産 合 計	244,059		

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目					金額	
売上高						88,330
売上原価						44,265
売上総利						44,065
販売費及び一般管理費						38,291
営業利益						5,773
営業外収益						
受取利息及び配当金					1,450	
その他					92	1,542
営業外費用						
支払証券評価差					21	
有価証券換算差					28	
支払手数料					229	
その他					49	
					11	341
経常利益						6,974
特別利益						
固定資産売却益					6	
投資資産証券売却益					12,027	12,033
特別損失						
固定資産売却損					0	
固定資産処分損					221	
減損					2,895	
抱合せ株式消滅差損					280	3,398
税金等調整前当期純利益						15,610
法人税、住民税及び事業税					2,918	
法人税等調整額					716	3,634
当期純利益						11,975
非支配株主に帰属する当期純利益						14
親会社株主に帰属する当期純利益						11,961

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,356	24,226	127,310	△13,209	162,683
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△3,801	—	△3,801
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	11,961	—	11,961
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△5,293	△5,293
自 己 株 式 の 消 却	—	—	△3,981	3,981	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	4,178	△1,311	2,866
当 期 末 残 高	24,356	24,226	131,488	△14,520	165,550

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	52,782	4,562	57,344	1,107	221,136
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△3,801
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	—	—	11,961
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△5,293
自 己 株 式 の 消 却	—	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△14,029	139	△13,890	14	△13,876
当 期 変 動 額 合 計	△14,029	139	△13,890	14	△11,009
当 期 末 残 高	38,752	4,701	43,453	1,122	210,126

連結注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--|
| ・連結子会社の数 | 3社 |
| ・連結子会社の名称 | キッセイ商事株式会社
キッセイコムテック株式会社
ハシバテクノス株式会社 |

②非連結子会社の状況

- | | |
|------------|----------------------|
| ・非連結子会社の名称 | KISSEI AMERICA, INC. |
|------------|----------------------|

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ハ. 特定金銭信託 時価法

二. 棚卸資産

主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

連結子会社は主として定率法

ただし、連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 5年～50年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

二. 長期前払費用

均等償却

③のれんの償却の方法及び償却期間

定額法 5年

④重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。

二. 販売費引当金

連結会計年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に備えて、当連結会計年度中の経費実績率により算出した金額を計上しています。

木. 役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

②退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

③重要な収益及び費用の計上基準

当グループの顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 製商品の販売等

当グループは、医薬品事業において医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売、情報サービス事業において情報関連機器等の販売及び貸出、物品販売事業において麺類等の販売をしています。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、海外ライセンス契約に基づく輸出取引については、各契約で規定する貿易条件に基づき製商品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しています。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。

物品販売事業における製商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しています。

ロ. 技術導出におけるライセンス収入

当グループは、医薬品事業の国内医薬品及び海外ライセンスにおいて技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生ずる契約一時金、マイルストン、ロイヤルティ等を収益として計上しています。

契約一時金及びマイルストン収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、顧客に権利を付与した時点又はマイルストンが達成された時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。ロイヤルティ収入は、顧客の売上等を基礎に算定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

ハ. 工事契約等

当グループは、情報サービス事業においてシステム開発の請負契約及び保守契約、建設・施設メンテナンス事業において建築・土木請負工事契約を締結しています。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しています。当連結会計年度末までに発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。ただし、進捗度の合理的な見積りができない工事契約等については、原価回収基準を適用しています。また、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	44,778百万円
(2) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	798百万円
土地	113百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額	88,330百万円
(2) 減損損失	

当グループは、事業用資産は管理会計上の区分（事業内容等）によりグルーピングを行い、賃貸資産及び遊休資産については個々にグルーピングを行っています。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
日本	医療用医薬品販売の権利等	長期前払費用	2,768

国内での「ミニリンメルト」及び「デスマプレシン製剤」の販売について、フェリング・ファーマ株式会社との契約解除を合意したことに伴い、当該製品にかかる販売権について帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失に計上しています。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
北海道札幌市	事業用資産	土地	124
奈良県生駒市	遊休資産	建物	2

北海道札幌市の事業用資産および奈良県生駒市の遊休資産については、売却の意思決定を行ったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しています。正味売却価額は、正味売却価額により測定しており、また、使用価値の測定に当たっては、使用見込期間が短期であるため、割引率は考慮していません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	49,311	—	1,400	47,911

(注) 発行済株式の総数の減少1,400千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものです。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	5,105	1,400	1,400	5,106

(注) 自己株式の数の増加1,400千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,400千株及び単元未満株式の買取り0千株によるものであり、減少1,400千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,400千株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,812	41	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月5日 取締役会	普通株式	1,989	45	2024年9月30日	2024年12月3日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,354	利益剰余金	55	2025年3月31日	2025年6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、有価証券運用規程に則った運用を行い、運用状況について財務管理部長が定期的に取締役会に報告しています。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません((注2)を参照ください。)。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	107,323	107,323	—
資産計	107,323	107,323	—

(注1) 有価証券に関する事項

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引金融機関等から提示された価格、投資信託は基準価格によっています。

また、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 △28百万円

2) その他有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は13,727百万円であり、売却益の合計額は12,027百万円です。売却損はありません。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式債券	15,067	70,962	55,894
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	100	100	0
	その他	—	—	—
	その他	3,858	4,670	811
小計		19,025	75,732	56,706
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式債券	1,585	1,496	△89
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	1,450	1,361	△88
	その他	—	—	—
	その他	29,258	28,732	△525
小計		32,293	31,590	△703
合計		51,319	107,323	56,003

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	564
関係会社株式	467

これらについては、「その他有価証券」には含めていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,169	—	—	—
受取手形	137	—	—	—
売掛金	28,814	—	—	—
有価証券及び投資有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	23,540	1,041	930	400
合計	77,661	1,041	930	400

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	72,458	—	—	72,458
社債	1,461	—	—	1,461
その他	23,031	—	—	23,031
資産計	96,951	—	—	96,951

(注) 1. 投資信託の時価は上記に含めていません。投資信託の連結貸借対照表計上額は10,371百万円です。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	医薬品	情報サービス	建設・施設メンテナンス	物品販売	合計
売上高 医薬品事業 国内医薬品	63,975	—	—	—	63,975
輸出・海外ライセンス	7,770	—	—	—	7,770
ヘルスケア食品	3,553	—	—	—	3,553
情報サービス事業	—	11,395	—	—	11,395
建設・施設メンテナンス事業	—	—	5,985	—	5,985
物品販売事業	—	—	—	1,068	1,068
顧客との契約から生ずる収益	75,299	11,395	5,985	1,068	93,749
外部顧客への売上高	75,299	8,735	3,435	860	88,330
内部売上高又は振替高	—	2,660	2,550	207	5,418
計	75,299	11,395	5,985	1,068	93,749

(注) 欧州でのリザゴリクス発売開始に伴い、原薬等の輸出売上を含む海外売上高の重要性が増したため、当連結会計年度末より収益の分解情報について区分を変更し、従来「医薬品販売」に含めていた国内医薬品売上、「技術料」に含めていた国内ライセンスアウト先からの収入及び「その他」を「国内医薬品」とし、「医薬品販売」に含めていた海外ライセンスアウト先向けの原薬等の輸出売上及び「技術料」に含めていた海外ライセンスアウト先からの収入を「輸出・海外ライセンス」としました。

(2) 顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生ずる収益認識を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格についての情報

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

当連結会計年度末において残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,700百万円であり、当グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に3,395百万円、1年超から5年以内に305百万円の収益を認識することを見込んでいます。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,882円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 274円21銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得及び消却

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、実施しました。また、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議しました。

①自己株式の取得及び自己株式の消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実を図るため。

②取得に係る事項の内容

・取得した株式の種類	当社普通株式
・取得した株式の総数	1,369,200株 (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.20%)
・株式の取得価額の総額	5,216,652,000円
・取得日	2025年5月8日
・取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付
③消却に係る事項の内容	
・消却する株式の種類	当社普通株式
・消却する株式の総数	1,369,200株 (消却前の発行済株式総数に対する割合2.86%)
・消却後の発行済株式総数	46,541,985株
・消却予定日	2025年6月27日

(ご参考)

①2025年5月7日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

・取得する株式の種類	当社普通株式
・取得する株式の総数	1,400,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.27%)
・株式の取得価額の総額	5,334,000,000円（上限）

②2025年5月7日開催の取締役会における自己株式の消却に関する決議内容

・消却する株式の種類	当社普通株式
・消却する株式の総数	上記①に基づき取得する自己株式の全数
・消却予定日	2025年6月27日

③2025年4月30日時点の自己株式の保有状況

・発行済株式総数（自己株式を除く）	42,805,038株
・自己株式数	5,106,147株

11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	98,724	流 動 負 債	12,567
現 金 及 び 預 金	20,930	買 短 期 一 未 未 払 法 人 税	2,201 760 92 4,557
特 定 金 錢 信 託	1,800	契 約 未 未 払 約 未 未 払 法 人 税	5 1,315
売 掛 金	26,193	賞 与 引 当 金	1,657
有 働 証 券	23,485	役 員 賞 与 引 当 金	9
商 品 及 び 製 品	13,628	販 売 費 引 当 金	129
仕 掛 品	10	そ の 他	1,838
原 材 料 及 び 貯 藏 品	11,042	固 定 負 債	14,892
そ の 他	1,633	リ 一 期 未 未 払 法 人 税	47 350 14,378 116
固 定 資 産	125,763	長 期 延 級 除 去 債 務	
有 形 固 定 資 産	24,167	負 債 合 計	27,459
建 築 物	8,248	(純 資 産 の 部)	
構 築 物	214	株 主 資 本	158,451
機 械 及 び 装 置	850	資 本 剰 余 金	24,356
車両 運 搬 具	31	資 本 剰 余 金	24,247
工 具、器 具 及 び 備 品	1,586	利 益 剰 余 金	24,247
土 地	11,080	利 益 剰 余 金	124,368
リ 一 ス 資 産	140	利 益 剰 余 金	940
建 設 仮 勘 定	2,015	そ の 他 利 益 剰 余 金	123,427
無 形 固 定 資 産	1,624	オーブン/バーン/プロモーション/販売促進/税制/積立金	830
ソ フ ト ウ イ ア ハ	1,471	別 途 積 立 金	68,100
そ の 他	153	繰 越 利 益 剰 余 金	54,497
投 資 そ の 他 の 資 産	99,971	自 己 株 式	△14,520
投 資 有 価 証 券	83,982	評 価 ・ 換 算 差 額 等	38,577
関 係 会 社 株 式	859	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38,577
長 期 貸 付 金	4	純 資 産 合 計	197,028
長 期 前 払 費 用	12,704	負 債 純 資 産 合 計	224,488
前 払 年 金 費 用	1,669		
敷 金 及 び 保 証 金	245		
そ の 他	521		
貸 倒 引 当 金	△15		
資 産 合 計	224,488		

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上高					75,299
売上原価					35,750
売上総利					39,548
販売費及び一般管理費					34,863
営業利益					4,684
営業外収益					
受取利息及び配当金				1,438	
その他				156	1,594
営業外費用					
支払証券評価損				13	
有価証券差損				28	
支払手数料				228	
その他				49	
				64	385
経常利益					5,893
特別利益					
固定資産売却益				5	
投資有価証券売却益				12,027	12,033
特別損失					
固定資産売却損				0	
固定資産処分損				210	
減損損失				2,895	3,106
税引前当期純利益					14,820
法人税、住民税及び事業税				2,611	
法人税等調整額				671	3,282
当期純利益					11,538

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本									
	資本準備金	資本剩余额		利益剩余额				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金合計	利益準備金	その他利益剩余额			利益剩余额合計			
当期首残高	24,356	24,247	24,247	940	830	68,100	50,741	120,613	△13,209	156,007
当期変動額										
剩余额の配当	－	－	－	－	－	－	△3,801	△3,801	－	△3,801
当期純利益	－	－	－	－	－	－	11,538	11,538	－	11,538
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	△5,293	△5,293
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	△3,981	△3,981	3,981	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,755	3,755	△1,311	2,443
当期末残高	24,356	24,247	24,247	940	830	68,100	54,497	124,368	△14,520	158,451

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	52,593	52,593	208,601
当期変動額			
剩余额の配当	－	－	△3,801
当期純利益	－	－	11,538
自己株式の取得	－	－	△5,293
自己株式の消却	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△14,016	△14,016	△14,016
当期変動額合計	△14,016	△14,016	△11,572
当期末残高	38,577	38,577	197,028

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 債却原価法

②子会社株式 移動平均法による原価法

③その他有価証券

・市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

④特定金銭信託 時価法

⑤棚卸資産 主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5年～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

均等償却

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

④販売費引当金

事業年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に備えて、当事業年度中の経費実績率により算出した金額を計上しています。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類と異なっています。

なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減算した額を超える場合は、前払年金費用として貸借対照表に計上しています。

（4）収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①製商品の販売等

当社は、医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売をしています。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、海外ライセンス契約に基づく輸出取引については、各契約で規定する貿易条件に基づき製商品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しています。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。

②技術導出におけるライセンス収入

当社は、医薬品事業の国内医薬品及び海外ライセンスにおいて技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生ずる契約一時金、マイルストン、ロイヤルティ等を収益として計上しています。

契約一時金及びマイルストン収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、顧客に権利を付与した時点又はマイルストンが達成された時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。ロイヤルティ収入は、顧客の売上等を基礎に算定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	43,171百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
①短期金銭債権	5百万円
②短期金銭債務	1,119百万円
(3) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	798百万円
土地	113百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額	75,299百万円
(2) 関係会社との取引高	
①売上高	0百万円
②仕入高	3,971百万円
③営業取引以外の取引高	108百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	5,105	1,400	1,400	5,106

(注) 自己株式の数の増加1,400千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,400千株及び単元未満株式の買取り10千株によるものであり、減少1,400千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,400千株によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払研究費等	2,176百万円
有価証券評価損	638百万円
棚卸資産	628百万円
賞与引当金	505百万円
未払事業税	142百万円
役員退職慰労金	110百万円
減損損失	74百万円
その他	472百万円
繰延税金資産小計	4,748百万円
評価性引当額	△1,085百万円
繰延税金資産合計	3,663百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	17,133百万円
前払年金費用	502百万円
その他	406百万円
繰延税金負債合計	18,041百万円
繰延税金負債の純額	14,378百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一です。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,602円94銭
(2) 1株当たり当期純利益	264円51銭

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得及び消却

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、実施しました。また、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議しました。

①自己株式の取得及び自己株式の消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の充実を図るため。

②取得に係る事項の内容

・取得した株式の種類	当社普通株式
・取得した株式の総数	1,369,200株 (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.20%)

・株式の取得価額の総額	5,216,652,000円
・取得日	2025年5月8日
・取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

③消却に係る事項の内容

・消却する株式の種類	当社普通株式
・消却する株式の総数	1,369,200株 (消却前の発行済株式総数に対する割合2.86%)

・消却後の発行済株式総数 46,541,985株
・消却予定日 2025年6月27日

(ご参考)

- ①2025年5月7日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容
- ・取得する株式の種類 当社普通株式
 - ・取得する株式の総数 1,400,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合3.27%)
 - ・株式の取得価額の総額 5,334,000,000円 (上限)
- ②2025年5月7日開催の取締役会における自己株式の消却に関する決議内容
- ・消却する株式の種類 当社普通株式
 - ・消却する株式の総数 上記①に基づき取得する自己株式の全数
 - ・消却予定日 2025年6月27日
- ③2025年4月30日時点の自己株式の保有状況
- ・発行済株式総数 (自己株式を除く) 42,805,038株
 - ・自己株式数 5,106,147株

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

適用はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

キッセイ薬品工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉本義浩

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッセイ薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

キッセイ薬品工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉本義浩

業務執行社員 公認会計士 大野祐平

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平

業務執行社員 公認会計士 大野祐平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

キッセイ薬品工業株式会社 監査役会
常勤監査役 菊 池 伸 次 ㊞
常勤監査役 腰 原 なおみ ㊞
社外監査役 中 川 寛 道 ㊞
社外監査役 岩 渕 道 男 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

長野県松本市芳野19番48号 当社本社
電話 0263 (25) 9081 (代表)



交 通： JR篠ノ井線「南松本駅」より徒歩15分
JR篠ノ井線「松本駅」より車で15分